

新市建設計画



久住



直入

竹田直入地域の 新しいまちづくり



萩



竹田

平成16年5月
竹田直入地域市町合併協議会

はじめに

第1節 序論	1
第1款 合併の必要性	1
第2款 計画策定の方針	4
第2節 新市の概況	5
第1款 位置・地勢	5
第2款 気候	5
第3款 面積	6
第4款 人口・世帯	6
第5款 生活環境・基盤整備状況	7
第3節 人口・世帯数の将来	12
第1款 人口	12
第2款 世帯	13
第4節 新市建設の基本方針	14
第1款 新市の将来像	14
第2款 新市建設の基本方針	16
第3款 都市構造	17
第5節 新市の施策	22
第6節 新市における大分県事業	35
第7節 公共的施設の統合整備	36
第8節 財政計画	37
第1款 歳入	37
第2款 歳出	38

はじめに

私たちが生活する竹田市・荻町・久住町・直入町の1市3町は、湧水や温泉さらには広大な高原など豊かな自然環境に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力の恩恵にもあずかり、農業と観光を中心に健全な発展を続けてきました。

しかしながら、近年、少子・高齢化や国際化、情報化など1市3町を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、これらに適切に対応するためには、地域が一体となって取り組むことが必要であると思います。

21世紀に入り、これらの課題を解消しつつ、地域が一層の飛躍を遂げるためには、1市3町が一体化することにより、今までの市町の枠組みを越えた広域的な視点に立ち、それぞれの市町が持っている人材、文化、産業等の地域資源を有機的に活用する、新たなまちづくりのための施策の展開とそれらを可能とする行財政基盤の強化が不可欠だといえます。

この新市建設計画は、地域の速やかな一体化を促進し、地域住民の福祉の向上等を図るとともに地域の均衡ある発展を図ることを目的として、竹田直入地域市町合併任意協議会が平成14年度に作成した「新しい竹田直入地域のまちづくり将来ビジョン」を基に、新しいまちづくりの方向や行財政運営の基本等について定めたものです。

この計画書を参考に、私たちの暮らしが一層向上するとともに、将来にわたり子どもや孫たちが夢、希望、誇りを持てる将来のまちづくりについて、住民皆さんの議論がさらに深まることを心から望むものです。

おわりに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました大分県竹田直入地域市町村合併支援本部、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様方に心より感謝申し上げます。

平成16年5月 竹田直入地域市町合併協議会

第1節 序論

第1款 合併の必要性

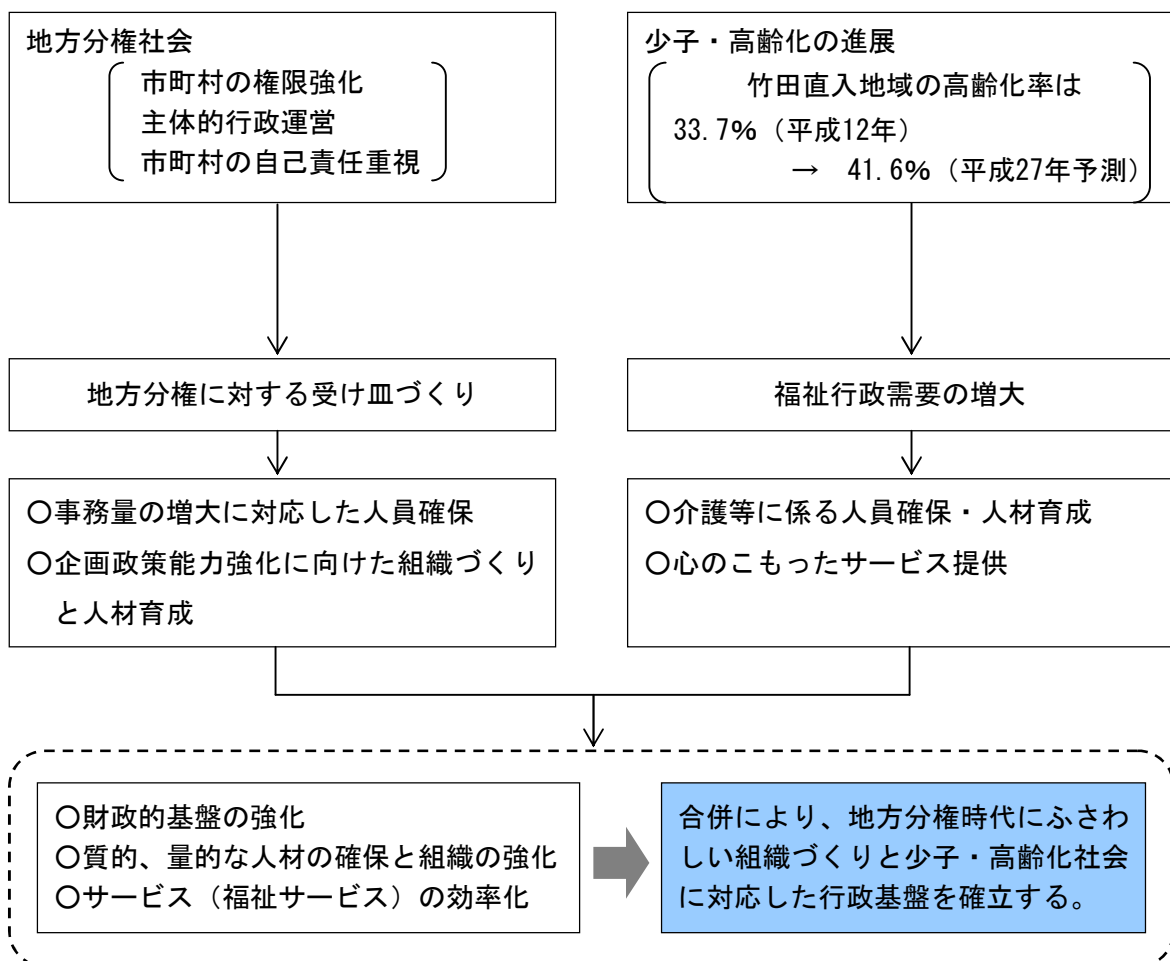
(1) 社会的潮流

地方分権社会への移行

- ・ 地方分権社会への移行によって、各自治体の個性や自由が認められる時代へと転換しつつあります。
- ・ しかしそれに伴い、各自治体に課せられる自己決定・自己責任も確実に増しており、行政能力の質的・量的向上が必要となっています。

急速に進む少子・高齢化

- ・ 竹田直入地域では、今後急激に少子・高齢化が進行し、この状況では財源の確保が厳しく、加えて医療や福祉等の住民負担の増大が懸念されるため、今、行財政基盤の強化が大きな課題の一つといえます。



(2) 変化の時代

情報ネットワーク社会と地域間競争

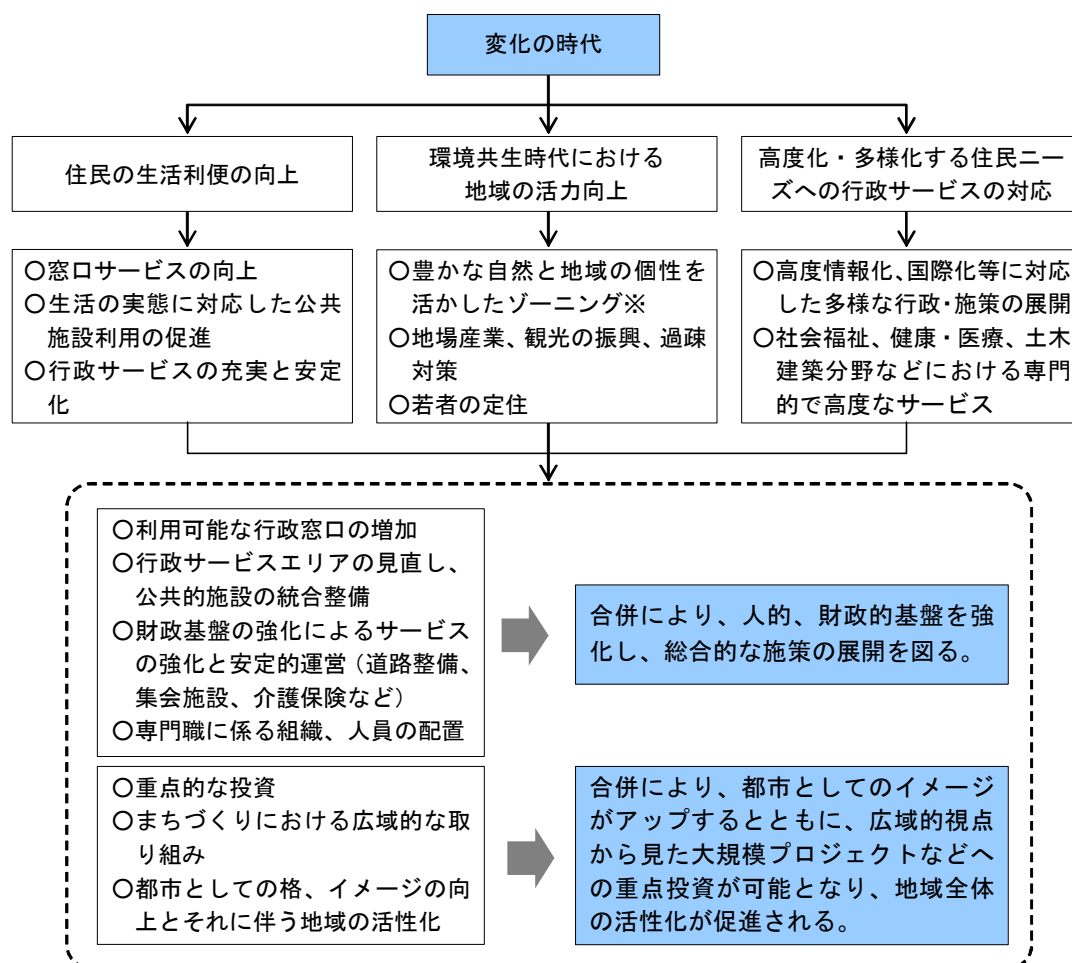
- ・情報化の進展に伴い、世界をまたにかけた産業経済活動は日常化しつつあります。これによって地域の生活の質へのこだわりは、世界規模で問われるようになり、その結果、地域の活性化を目指す取り組みは、より厳しい地域間競争の中で評価される時代となりつつあります。

求められる環境問題への取り組みと自然環境の再認識

- ・環境問題が世界規模で叫ばれる中、環境問題に対する取り組みもやっと定着しつつあります。そして、環境を守りたいという環境への愛着やより豊かな自然を求める欲求も高まっていることから、行政・企業・個人がそれぞれの役割に応じた取り組みを行うことで、環境とともに生きる社会が形成されつつあります。

「個性と心の豊かさ」を求める時代への転換

- ・グローバルネットワークの時代の到来によって、国民の得る情報量は大幅に拡大しています。これに伴い、各個人の価値観、居住地や労働環境に関する選択性も多様化しており、今後は、あらゆるニーズに迅速に対応するための、広域的な行政サービスへの取り組みが必要となっています。



※ゾーニング：地域によって用途などを区分すること。

(3) 行政改革

我が国の財政は、平成14年度末の国・地方を合わせた長期債務残高が約693兆円に達する見込みであります。竹田直入地域における各市町の財政状況をみても、歳入においては自主財源の割合が非常に少なく、地方交付税に依存した財政状況にあります。

このように国や地方の財政が逼迫する中、他の市町村と同じように本地域においても地方交付税による財政調整制度により、増大する行政需要に対応してきたのが実情です。今日の社会経済情勢から見て現行の地方財政制度が今後将来にわたって維持されとは限らず、こうした状況を十分認識したうえで一層効率的な行財政運営を行うことが求められています。

このような状況を踏まえると、住民負担を増やさず住民サービスの水準を維持・向上させるためには、しっかりとした行財政基盤の確立による行財政の効率化・安定化が必要とされます。なお、行財政の効率化・安定化は合併の主たる効果と位置づけられ、その合併による行財政の効果等について、以下に整理します。

財政の効率化、安定化

- ・財政規模が大きくなり、財政基盤の安定化につながります。
- ・総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、経費の削減が可能となります。
- ・議員、各種委員会の委員、審議会の委員、事務局職員等の総数が減少し、経費が削減できます。
- ・公共事業の実施、施設の運営が広域的な視点から行えることから、従来よりも効率的な投資等が可能となります。
- ・合併による都市の「格」の向上、イメージアップ等により、企業誘致や若者の定着が促進され、税収増が図られる可能性があります。

行政の効率化、強化

- ・管理部門の統合に伴い、福祉部門、教育部門、文化部門、窓口業務部門など、住民に直接関わる部門の充実とそれによるサービスの向上が図られます。
- ・小規模な自治体では、確保できなかった専門職の人材を確保することが可能となり、多様化・高度化する住民ニーズに対応できます。
- ・企画政策の分野において、幅広く人材の登用が可能となり、都市経営能力の向上が期待できます。
- ・計画的な研修の実施などにより、職員のレベルアップ、ひいては、行政レベルの向上が期待できます。

第2款 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、竹田直入地域の合併後の新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく新市建設計画を策定して、その実現を図ることにより、竹田直入地域の速やかな一体化を促進し、地域住民の福祉の向上等を図るとともに地域の均衡ある発展を図ろうとするものです。なお、本計画の具体的な内容については新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための将来像や基本方針、またそれらを実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画などを中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10ヵ年とします。なお、計画の期間中に必要に応じて見直しを行うものとします。

(4) 地域及び施設整備の方針

- ①新市建設計画の基本方針は、竹田直入地域の現状を見据え、長期にわたる経営の基本を確立するとともに、それぞれの地域の個性を十分に活かしながら、機能分担や地域連携によりバランスを最優先した地域整備を進めるものとします。
- ②公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランス、一体性の速やかな確立、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

(5) 財政運営の方針

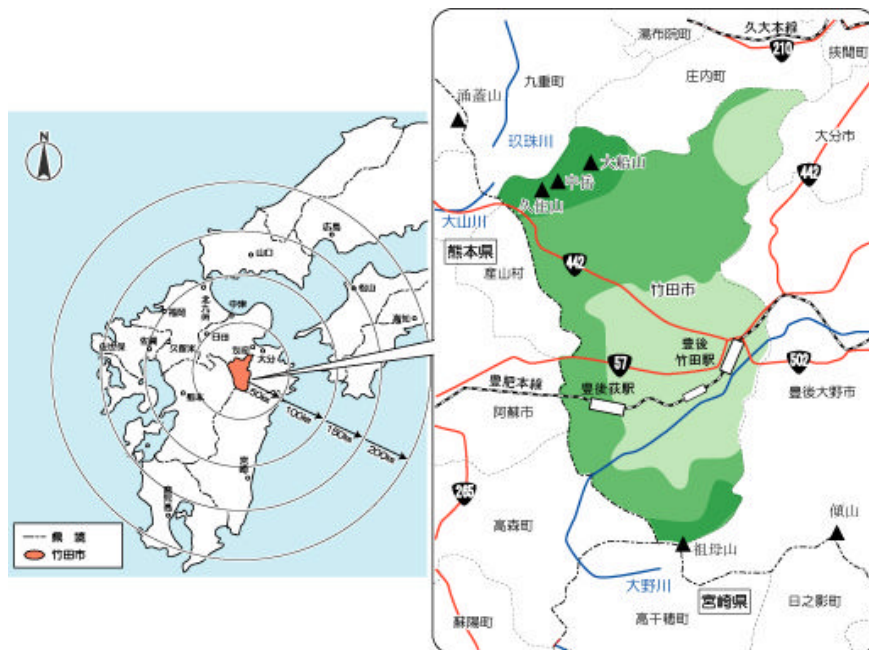
財政計画の策定にあたっては、竹田直入地域1市3町の財政の現況、将来の事業計画、合併に際しての国・県の財政支援などを考慮し、地方交付税、国や県の補助金及び地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全かつ計画的な財政運営が行われるよう十分に留意します。

第2節 新市の概況

第1款 位置・地勢

新市は、大分県の南西部に位置し、北にくじゅう連山を背し、南に阿蘇外輪山、祖母山を望みます。また、東は朝地町、緒方町、野津原町、西は熊本県、南は宮崎県、北は九重町、庄内町に接しています。

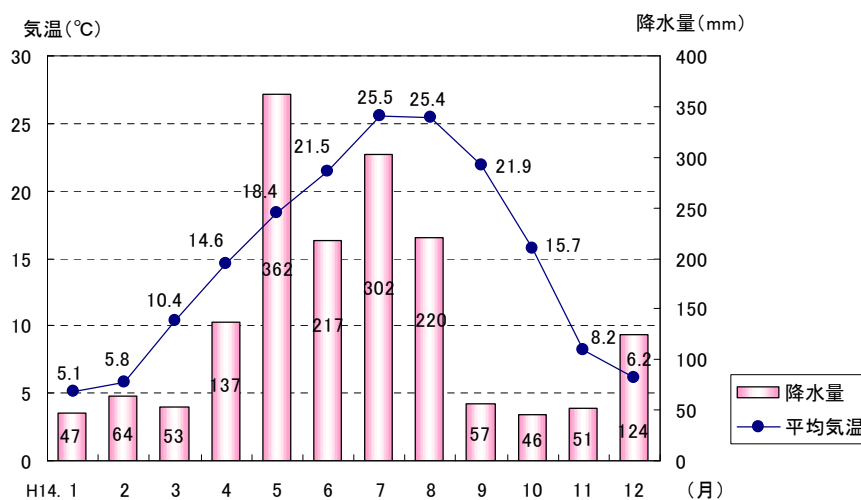
地形は、周囲を山々に囲まれた標高250mの盆地から標高900m程度の高原地帯を経て、標高1,700m級の山々が連なる山岳地帯まで起伏に富んでいます。西には阿蘇の外輪山から続く台地が広がり、大規模な農業地帯が形成されており、北はくじゅう連山の南麓に広がる広大な高原地帯です。



第2款 気候

気候については、現在の竹田市にみられる比較的温暖な内陸型気候に対して、その周辺部の山間高冷地では冬季の冷え込みが厳しく、夏季は比較的涼しい山地型気候です。

なお、竹田における平成14年の年間平均気温は14.9℃、年間降水量は1,680mmであります。



出典：大分県統計年鑑

▲気象状況（H14：竹田）

第3款 面積

新市の総面積は477.7km²であり、東西約24km・南北約36kmを有します。地目別にみると、総面積の69.2%が山林原野で占められており、農地は15.2%、宅地が1.3%であり、緑豊かな環境が広がっています。

第4款 人口・世帯

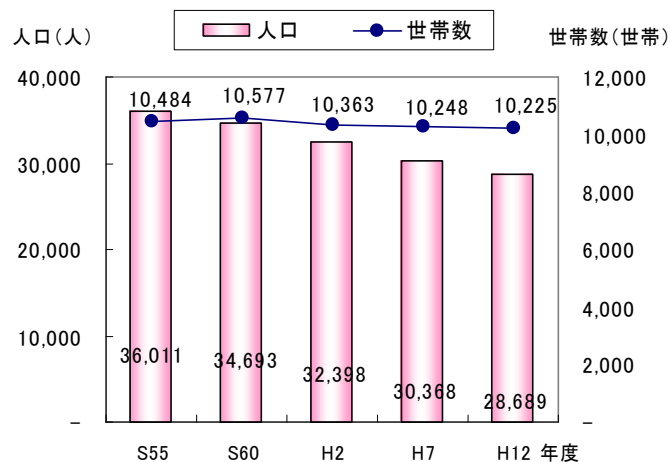
竹田直入地域の人口は、近年一貫して減少傾向にあり、年々その傾向は強まってきています。

平成12年国勢調査では、28,689人と昭和55年からの20年間で20%の減少率となっています。

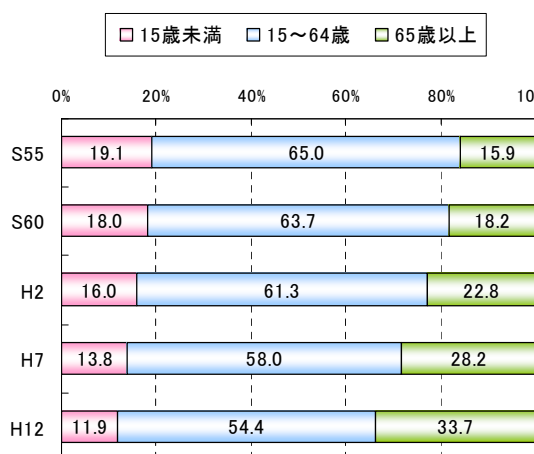
また、年齢別3階層人口の割合をみると、年少人口（15歳未満人口）の構成比率は昭和55年からの20年間で7.2ポイント減少し、その一方で、老年人口（65歳以上人口）構成比は17.8ポイント増となっていることから、少子・高齢化が進展しています。

産業別就業人口構成比の推移をみると、第1次産業就業者数は、昭和55年からの20年間で約半数に減少しており、その構成比においても、平成12年で32.6%と16.7ポイント減となっています。

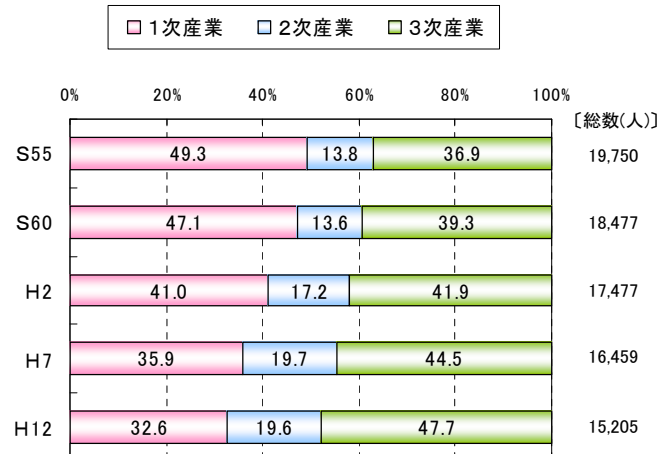
一方、第2次産業及び第3次産業就業者数は、この20年間ほぼ横ばいに推移していますが、就業者数全体が減少傾向（H12－S55変化率：23%減）を示しているため、相対的に第3次産業構成比については増加を示しています（H12－S55変化率：10.8%増）。



▲人口・世帯数の推移



▲年齢階層別構成比の推移



▲産業別就業人口構成比の推移

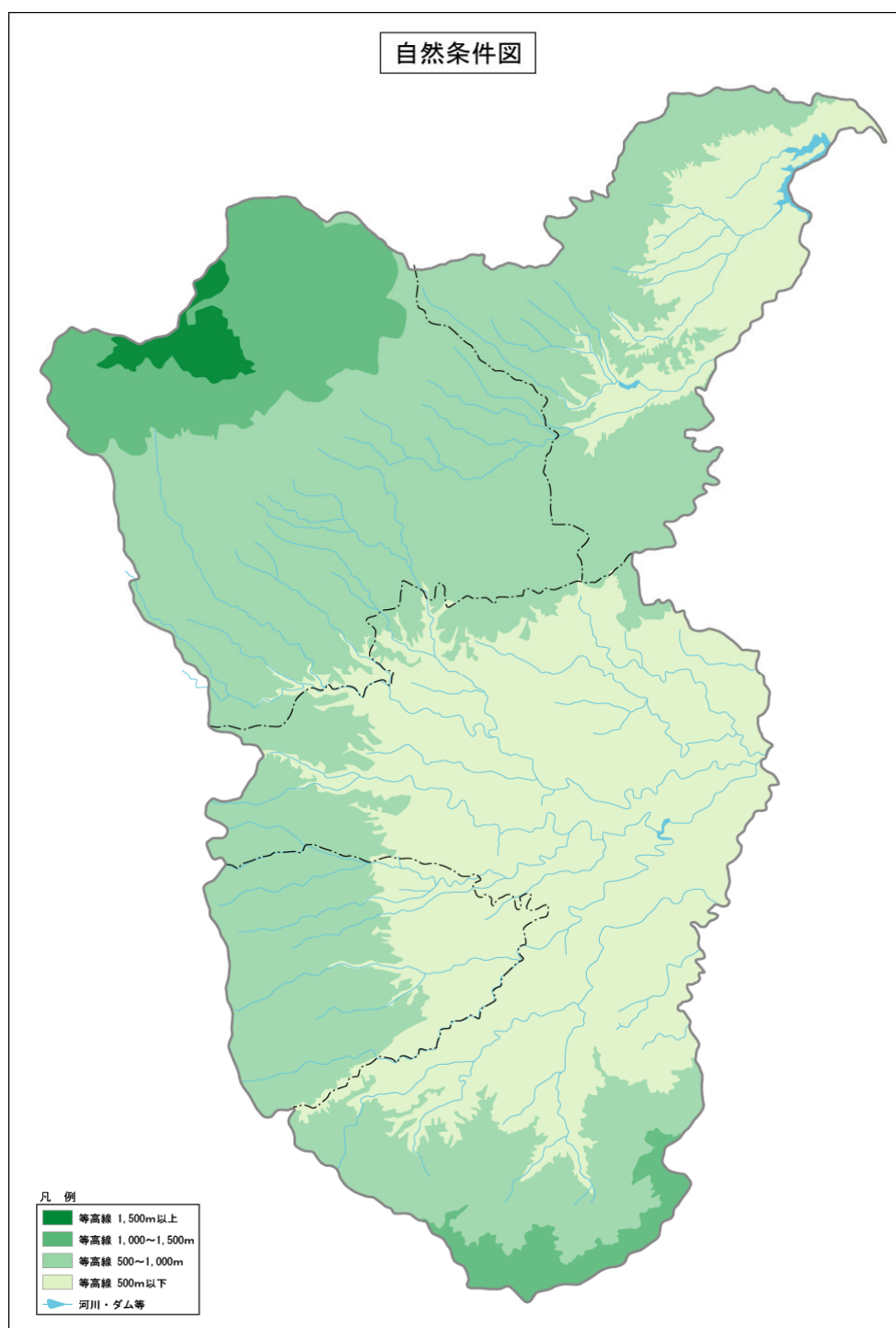
第5款 生活環境・基盤整備状況

①自然条件

竹田直入地域は、周囲をくじゅう連山、阿蘇の外輪山、祖母傾の山々に囲まれ、久住高原、竹田湧水群をはじめ各地に点在する湧水、長湯の炭酸泉、大野川の源流として有名な白水の滝など豊かな緑と水資源、雄大な自然に恵まれています。

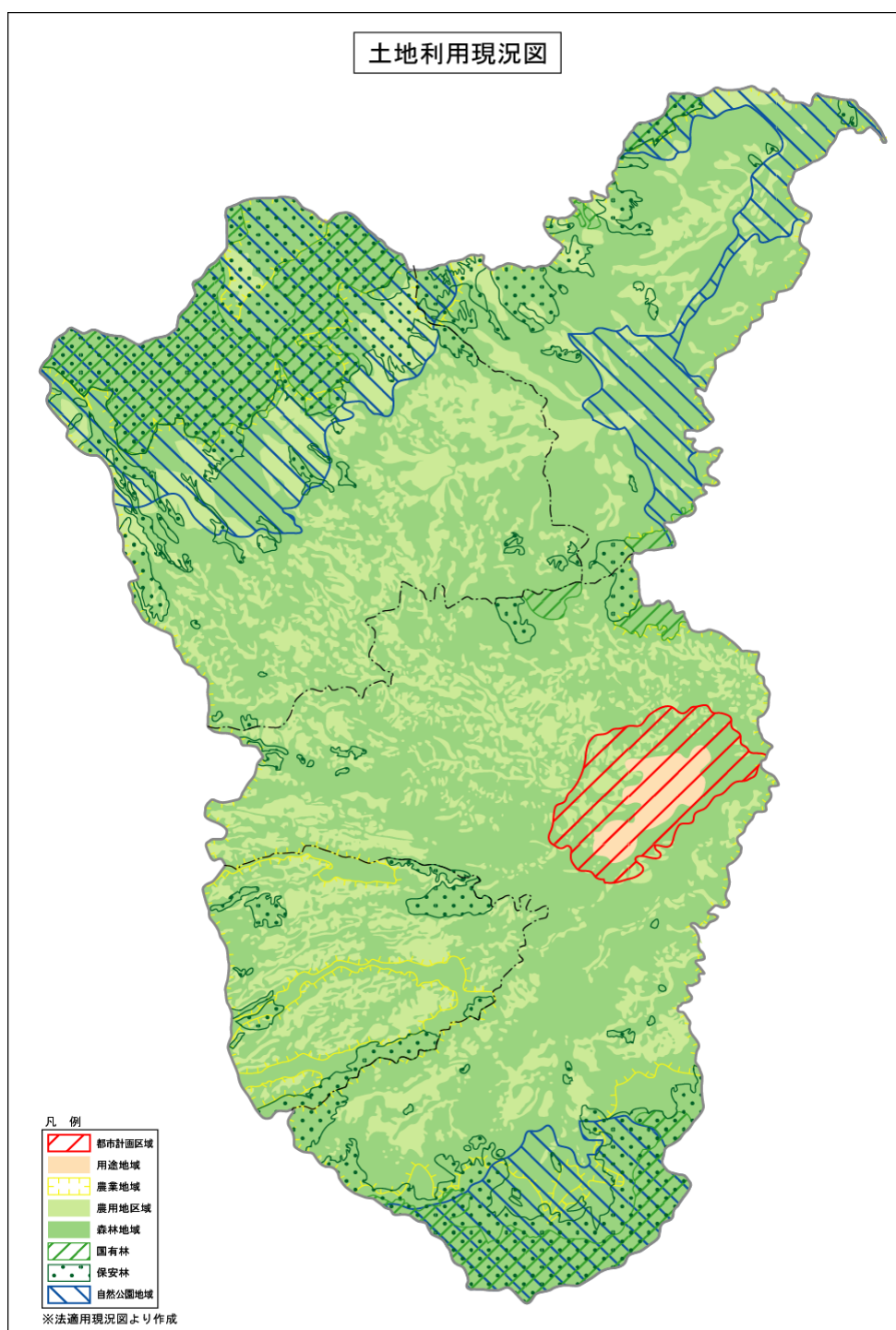
これらの資源は全国的にも高く評価されており、国の「名水百選」、「水の郷」、「かおり風景百選」にも指定されています。

また、美しい自然景観は、阿蘇くじゅう国立公園、神角寺芹川県立自然公園、祖母傾国定自然公園、祖母傾県立自然公園区域の指定の重要な要素になっています。



②土地利用

竹田直入地域は、高原、山岳地帯が多く、総面積の約70%を山林原野が占めています。また、森林地帯は国立公園や国定公園に指定され、さらに水源涵養林や保安林の指定など多くの制約があります。そのような状況の中で、わずかな平地部を利用した形で農業地域となっており、ほ場整備の完了した地域には大規模な農業地帯が形成されております。また、現竹田市には、都市計画区域があり、同市内の中心市街地には用途地域が指定されています。



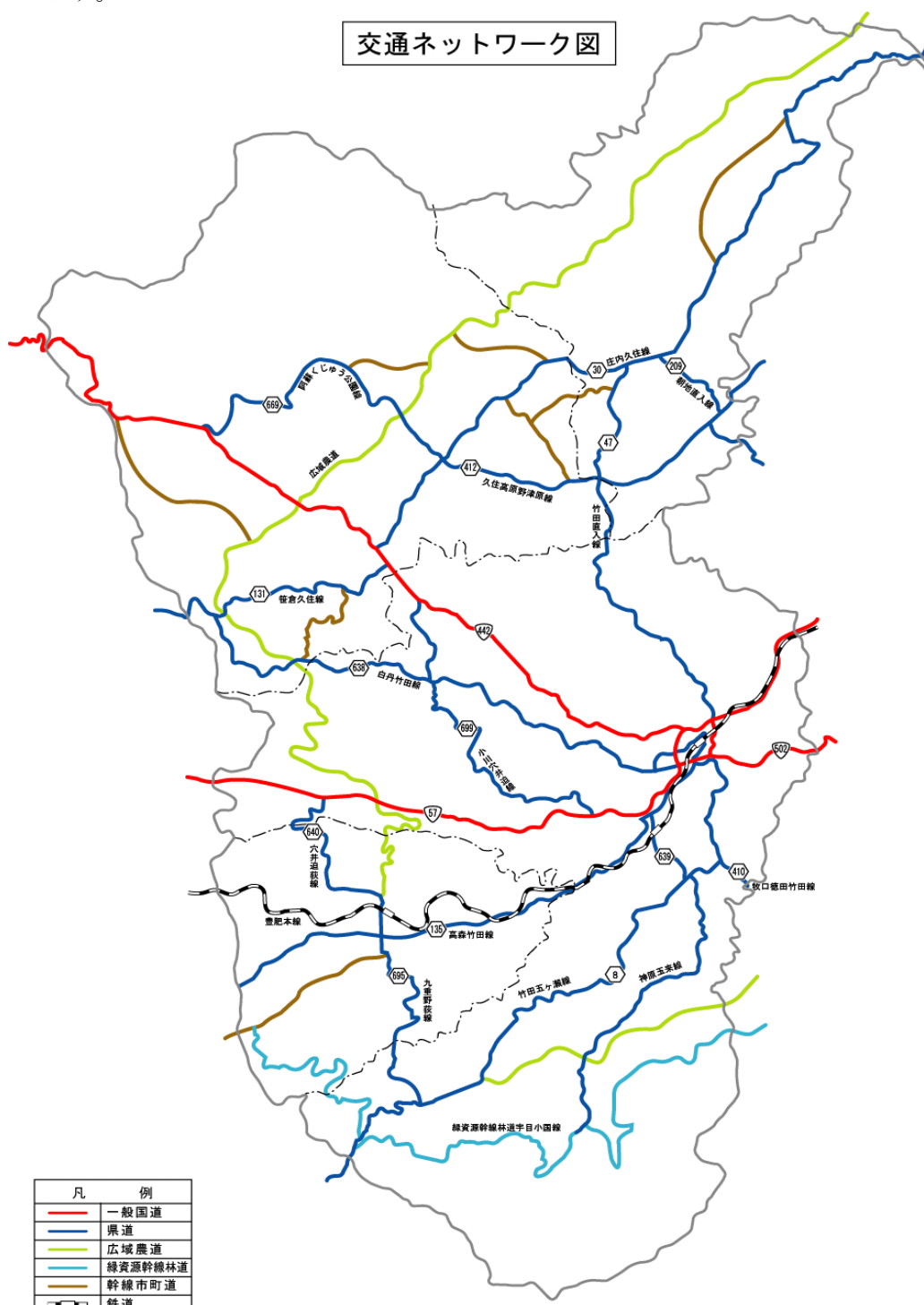
③交通ネットワーク

国道57号が現竹田市のほぼ中央を横断しています、また、国道442号が現竹田市から現久住町の中心部を通り熊本県南小国町へと縦断しており、現竹田市と現久住町をつなぐ主要路線となっています。

また、県道竹田直入線が現竹田市と現直入町を結び、現久住町と現直入町は県道庄内久住線で結ばれています。さらに、現竹田市と現荻町は県道高森竹田線で結ばれています。各市町を結ぶこれらの幹線道路は、大分県が進める圏域内30分構想により改良がなされています。

国県道以外の道路では、広域農道が現荻町を起点として4市町の西北部を通り現直入町まで続いています。また、現竹田市の南部地域には緑資源幹線林道宇目小国線が現荻町へと延びています。

交通ネットワーク図

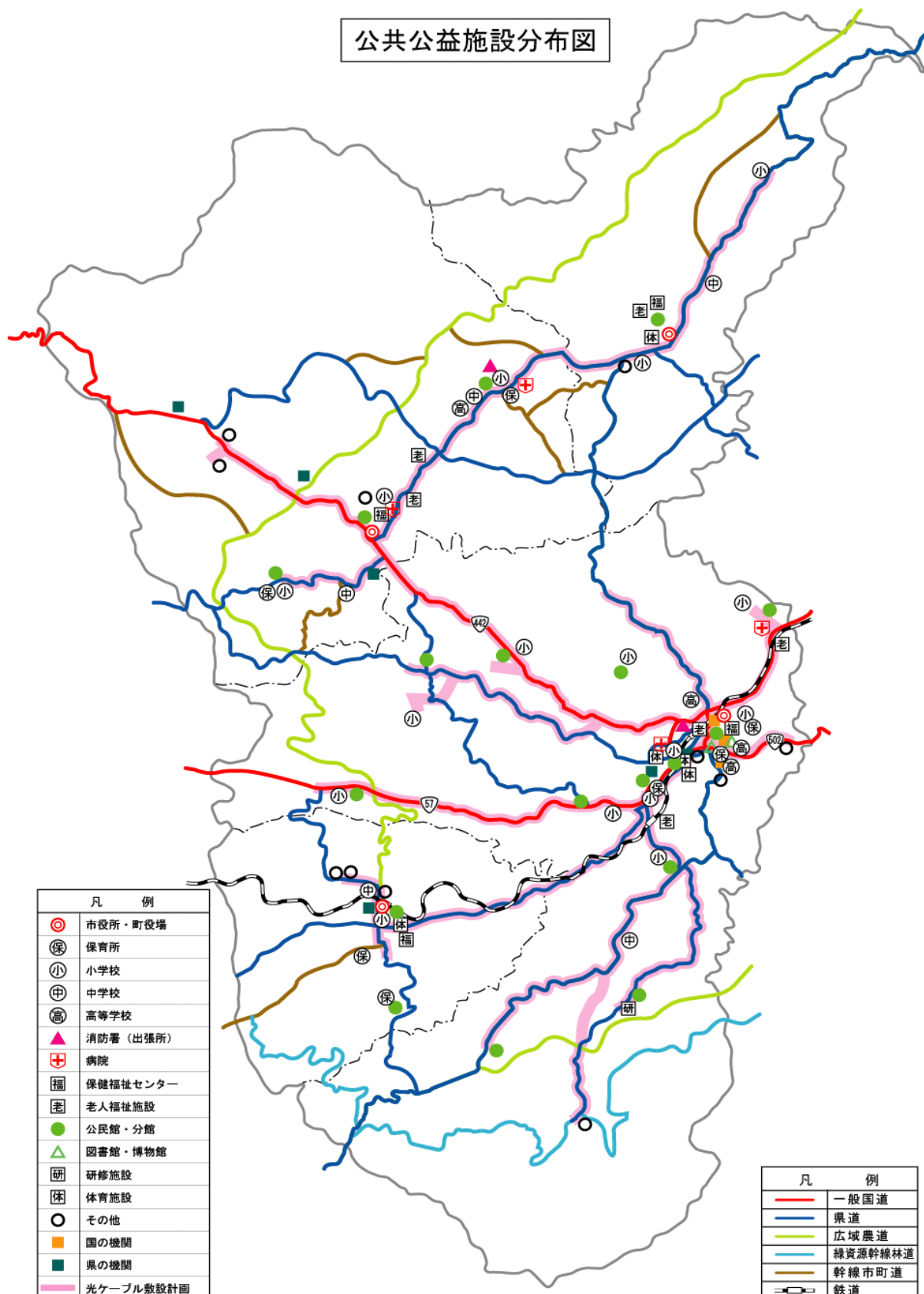


④公共公益施設分布

公共公益施設については、現竹田市の市街地に高い集積が見られます。

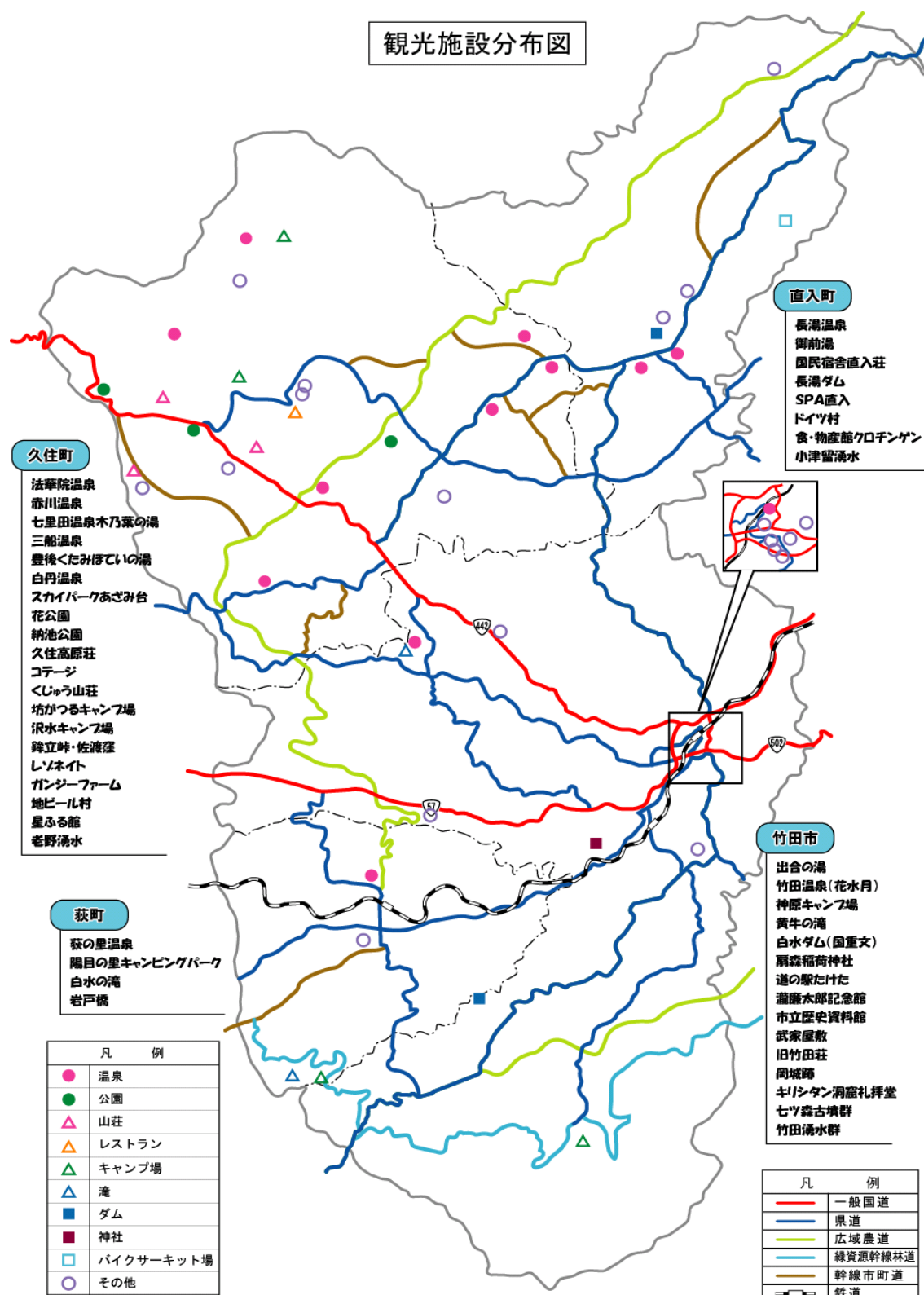
また、個別にみた場合、小・中学校は比較的広い範囲に設置されています。これに対して、高齢化等に配慮した保健・福祉施設については、現4市町にそれぞれ設置されており、病院については、現竹田市と現久住町のみの設置となっています。

公共公益施設分布図



⑤観光施設分布

竹田直入地域は、自然・歴史・文化・温泉・湧水など、多様な観光資源が集積しています。特に現竹田市における岡城跡・武家屋敷・瀧廉太郎記念館をはじめとした史跡や文化財、竹田湧水群、祖母傾国定公園、現荻町における白水ダム、白水の滝、現久住町における阿蘇くじゅう国立公園の豊かな緑や雄大な久住高原、現直入町における日本一の炭酸泉といわれる長湯温泉や長湯ダム・芹川ダムの景勝地等を有しており、観光は当地域の一大産業となっています。中でも現久住町にある花公園は、大分県を代表する観光施設として知られています。



第3節 人口・世帯数の将来

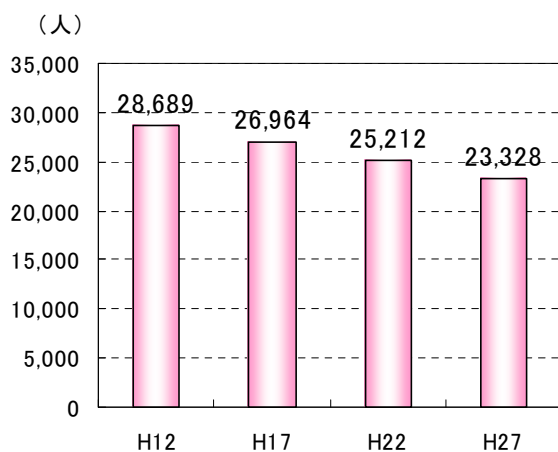
第1款 人口

①地域内居住人口

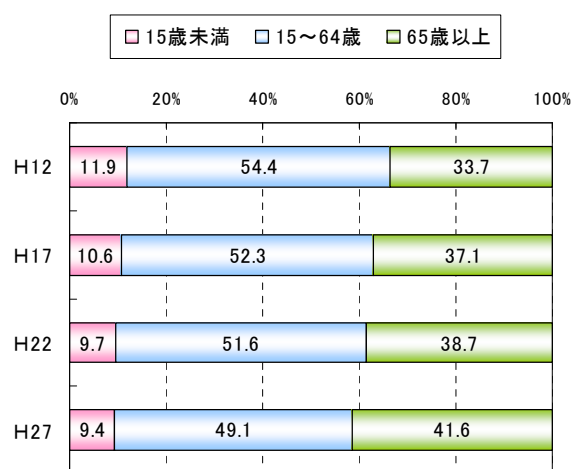
全国的に少子化が進行する中、本地域においても、人口の減少は続いていくものと予想されます。

これまでの実数に基づき、コーホート要因法による人口推計から、平成27年の地域内居住人口を23,000人に設定します。

また、年齢階層別構成の内訳を見ると、平成27年では年少人口構成比が9.4%と更なる少子化の進展が見込まれます。また、高齢化率が41.6%と4割を超えるのに対し、生産年齢人口も49.1%と5割を下回り、今後も増大が見込まれる医療費・福祉費を支えるための財政基盤の確保は大きな課題といえます。



▲将来人口予測

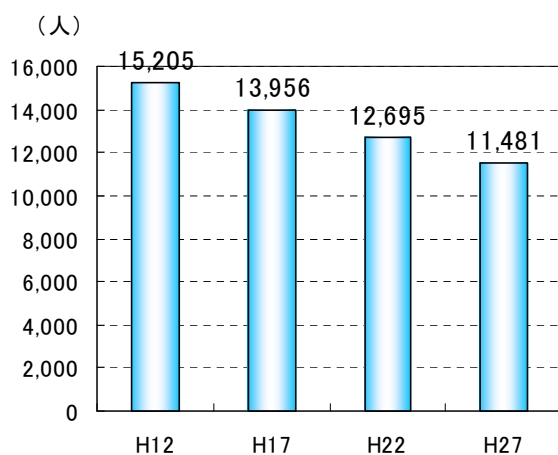


▲年齢階層別構成比の予測

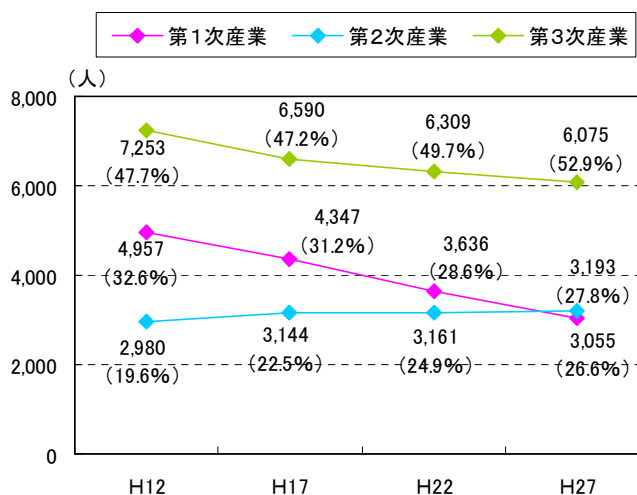
②産業別就業人口

将来の推計人口を基にして就業人口を予測します。地域内居住人口の趨勢を受け、総就業人口も減少していくことが予想されます。

産業別就業人口の予測では、第1次及び第3次産業は今後も減少する見通しとなることが予想されます。第2次産業については微増傾向で推計され、平成27年には第1次産業を上回ると予想されます。



▲就業人口予測



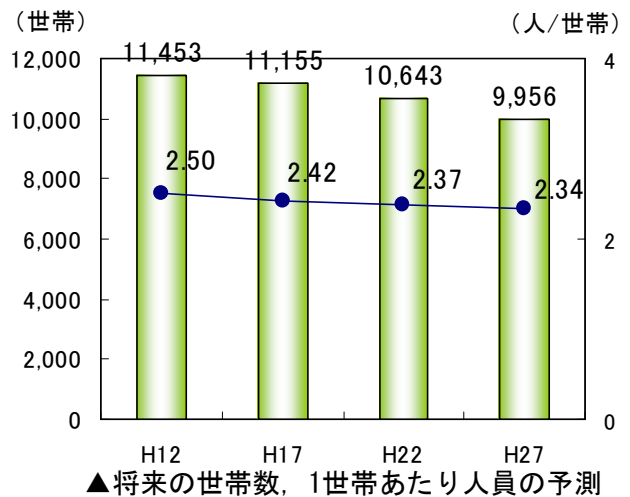
▲産業別就業人口の予測

第2款 世帯

将来の推計人口を基に世帯数を推計します。

世帯数も人口の趨勢と同様に減少することが見込まれ、平成27年には10,000世帯を下回ることが予想されます。

1世帯あたりの世帯人員についても、わずかではありますが減少傾向にあり、その値をみると、平成27年で2.34(人/世帯)と2人世帯という家族形態が多くを占めることが予想されます。



■人口と世帯の見通し

	H12	H17	H22	H27
人口 (人)	28,689	26,964	25,212	23,328
世帯数 (世帯)	11,453	11,155	10,643	9,956
1世帯あたり人員 (人/世帯)	2.50	2.42	2.37	2.34

■年齢別3階層人口の見通し

	H12	H17	H22	H27
総人口 (人)	28,689	26,964	25,212	23,328
15歳未満	3,399	2,864	2,457	2,188
(%)	11.9	10.6	9.7	9.4
15歳～64歳	15,619	14,106	13,008	11,447
(%)	54.4	52.3	51.6	49.1
65歳以上	9,671	9,994	9,747	9,693
(%)	33.7	37.1	38.7	41.6

■産業別就業者人口の見通し

	H12	H17	H22	H27
全就業者 (人)	15,205	13,956	12,695	11,481
第1次産業就業者	4,957	4,347	3,636	3,055
(%)	32.6	31.2	28.6	26.6
第2次産業就業者	2,980	3,144	3,161	3,193
(%)	19.6	22.5	24.9	27.8
第3次産業就業者	7,253	6,590	6,309	6,075
(%)	47.7	47.2	49.7	52.9

注) 平成12年実績値の全就業者数には、分類不能も含めるため、産業別構成比の割合が100%にはなりません。

第4節 新市建設の基本方針

第1款 新市の将来像

地域の現況と課題、また合併により新たに生ずるであろう課題等を踏まえて、ここでは今後新市が、どのような新しい将来像に向けて発展していくべきか、合併後の目指すべき新しい将来像について示します。

(1) 基本理念

新市が目指す将来都市像を定めるにあたり、まちづくりの基本理念として以下の4点を挙げます。

① 地域連携による人・地域社会の育成

きめ細かな行政サービスと地域社会の仕組みの整った、お互いの心のかよいあう地域形成を進めます。そして、価値観の多様化が進行するなかで、従来の経済や物質のゆたかさを至上とする考え方から、自然環境や、自分の身の回りや他人のこと、あるいは地域社会などに対するあたたかい思いやりを大切にしようとする考え方を育てていきます。

② 地域特性を活かした便利で快適な生活環境の形成

安定した経済基盤を得るための就業の場や、より便利で快適な生活環境の形成を目指します。幸いにして、本地域は広大肥沃な高原を有しており、地理的特性を活かして発展してきた基幹産業としての野菜・果樹・花き・肉用牛などの農産物は、市場においても高い評価を得ています。さらに阿蘇、別府・湯布院といった全国的に知名度の高い観光地を周辺にひかえ、同様に有名な「くじゅう」連山を地域の北西部にかかえており、安定した観光客の伸びを示しています。

③ 地域資源による活力と創造力の形成

高原・名水・温泉など地域資源を活かした多種多品目の農産物生産体制の強化を図るとともに、加工、直売を含めた地域内での付加価値の高まり、雇用機会の創出、地場産業の振興等を目指します。また、あわせて、自然環境との共生が可能な企業の誘致や、観光と連携した魅力ある商店街の形成等を推進します。

④ 広域的観光ゾーンの形成と交通網体系の充実

地域内での産業の振興や異業種交流を図り、地域が自立して豊かなくらしを実現するためには、地域固有の魅力ある観光資源を戦略的に十分に活用することが重要と考えられます。現在、本地域は魅力ある観光資源を有するにも関わらず、高速交通網体系が整備されていないため、福岡等の大都市圏からのアクセスに長時間を要するとともに、周辺の知名度の高い観光地からも地域の大半が周遊交通を招き入れにくい状況です。そこで観光は、その独自の展開として、緑豊かな自然や名水・温泉・歴史的文化遺産等を活用し、人々にやすらぎの場を与える広域的観光ゾーンの形成を目指すとともに、地域内外の交流・連携を支援する交通網体系の充実を図ります。

(2) 将来都市像

4つの基本理念を踏まえ、新市の将来都市像を以下のように定めます。

自然・歴史・文化を育む 名水名湯田園観光都市

自然の循環、くらしの安全、安心が確保され、文化の香りに満ちた快適な生活環境のもとで、地域の人々が心安らかに暮らせる環境の整った地域、これがまず満たされるべき将来像です。

そして、自然と産業と文化が共鳴し、地域内外の人々が行き交う、活力とやすらぎに満ちた定住と交流の場として発展する地域、これを新市の将来像として掲げます。

第2款 新市建設の基本方針

新市の将来像をふまえて、新市建設の基本方針を以下のように定めます。

I. 自然と共生した住みやすい里づくり

豊かな自然環境や名水の保全等、環境に配慮するとともに、快適で安全・安心で
きる生活環境・生活基盤を整備し、地域資源を活かした交流・連携を促進する“里
づくり”を目指します。

II. 歴史と文化を守り未来を担う人づくり

住民一人ひとりが竹田直入地域の歴史や文化の中で育んできた個性を互いに尊重
し、その歴史・文化の保存・継承を行いながら、それぞれが輝きながら生きていく
ことのできる“人づくり”を目指します。

III. やすらぎと安心に満ちた支えあうくらしづくり

住民一人ひとりが健康で文化的な生活を送るために、個人個人が互いに協力し、
豊かさの中にやすらぎと安心を求めることのできる“くらしづくり”を目指します。

IV. 自然の恵みを活かし結び合うまちづくり

今後の都市の発展のために、自然環境や地域資源を活かした産業振興と連携を図
ることのできる“まちづくり”を目指します。

V. 公民協働によるふれあう地域づくり

地方分権の進展など、時代の変化や行政需要に対応するため、効果的でわかりや
すい行政サービスの提供を図り、市民の自主的な活動及び行政との協働による個性
と魅力ある“地域づくり”を目指します。

第3款 都市構造

ここでは、地域の社会的、経済的、自然的条件等に配慮し、各市町が総合計画等で掲げている将来構想に基づいて、長期的展望にたった新市の適切な都市構造を示します。

(1) 新市の都市構造

都市構造は、土地利用を前提に新市の基本的な軸と拠点を構成したものであり、この軸と拠点を基に、都市機能の充実や新市内外との交流・連携を進めます。

なお、基本的な軸として「地域内交流軸」と「広域交流軸」を設定し、また新市の拠点として「地域拠点」「生活拠点」「観光拠点」を設定することにより、将来の新市の基本となる都市構造を描きます。

1) 新市の軸

①. 地域内交流軸

地域の一体化及び個性ある地域によるネットワークを促進するため、地域内を循環する軸の設定が必要です。このような視点から、地域拠点・生活拠点を循環するように結び、地域内の交流・連携を促進するため、県道竹田直入線・県道庄内久住線・県道笹倉久住線・県道高森竹田線・広域農道等を「地域内交流軸」として設定します。

②. 広域交流軸

新市周辺における他の市町村との広域的な交流や連携を促進するため、国道57号・国道442号・国道502号・県道庄内久住線・県道久住高原野津原線・県道竹田五ヶ瀬線・県道高森竹田線・県道笹倉久住線・広域農道・JR豊肥本線等を「広域交流軸」として設定します。

2) 新市の拠点

新市のまちづくりを進める上で、公共施設等の充実や都市機能の整備を推進する中心地区として位置づけられる拠点整備の方針を示します。

①. 地域拠点

現竹田市における行政・公共公益・商業機能の中心である市街地地区を新市の中心核として「地域拠点」に位置づけ、新市のシンボルとなる都市の顔づくりを推進します。

②. 生活拠点

現3町（荻町・久住町・直入町）の市街地地区及び地域拠点を除く現竹田市の行政・商業機能の中心である市街地地区を、今後も生活を送る上で核として機能していくことから「生活拠点」に位置づけます。従来の機能に加え、福祉・医療及び教育機能の強化を図り、また、生活空間としての魅力の向上や住民の活動拠点となるコミュニティ施設の整備・充実など様々な機能強化を図ります。

③. 観光拠点

新市内には、自然、温泉、また地域の歴史文化を活用した様々な観光・レクリエーション施設が点在し、その主なものを「観光拠点」として位置づけます。これらの観光資源を有機的に関連づけ、相互の連携強化を図ることにより、滞在型の観光振興を進め、来訪者に歴史文化や自然のゆとりを感じてもらい、地域に暮らす人とのふれあいや様々な体験を通じた交流を図ります。

④. 農業・観光連携拠点

現竹田市の「道の駅たけた」・現荻町の「トマトちゃん」・現久住町の「久住まきば」・現直入町の「おんせん市場」等の現在の各市町を代表する農産物直売所を「農業・観光連携拠点」に位置づけることにより、これらの施設を通じて、農業と観光の連携強化を図ります。

(2) 地域別整備の方針

ここでは、新市全体を自然共生地域と位置づけるとともに、新市を現在の行政区分にとらわれず、それぞれの地域特性に応じた具体的な施策展開を念頭に入れ、地区の特色の類似性・共通性等を基に以下の7つのゾーンに分けてそれぞれの位置づけを設定し、将来の新市の基本となる地域別整備方針を描きます。

なお、各ゾーンにおいては、それぞれの特性を活かしながら、互いに連携し、地域力を高めることが重要であります。

①. 市街地形成ゾーン

現1市3町のそれぞれの中心地区は、行政機関をはじめとする公共機関や教育機関が集積し、主要な交通網や商業施設がみられるなど、新市内外の交流機能を有する地区として「市街地形成ゾーン」に位置づけます。新たな都市計画による計画的なまちづくりを進め、その周辺地区、ひいては新市全体の活力の増大を図るため、土地の高度利用を進めるとともに、町並みや公園・緑地の保全・整備を図り、良好な住環境づくりを進めます。

②. 自然景観保全・活用ゾーン

阿蘇くじゅう国立自然公園地域や祖母傾国定公園地域、神角寺芹川県立自然公園地域、さらに大野川流域には、様々な自然資源が集積しているため、これらの資源を保全し活用する地区として「自然景観保全・活用ゾーン」に位置づけます。

③. 田園環境保全・活用ゾーン

新市の中央部に位置するこの地域は、概ね農地として利用されており、田園環境が広がっていることから、これらの環境を保全・活用する地区として、「田園環境保全・活用ゾーン」に位置づけます。また、地形的な制約により点在する農地については、さらなる集積を図るとともに、これまで個人営農であったものを集落営農へ方向転換したり、農作業の受委託組織の育成等の新しい農業形態への移行を図ります。さらに、農山村地域である当ゾーンの景観や災害防止機能の保全を図ります。

④. 優良農地保全・活用ゾーン

現荻町や現竹田市の北西部及び現久住町の東部、現直入町の中部に位置するこの地域は、肥沃な農地が豊かに広がっており、ほ場整備などにより形成されたこれらの大規模優良農地を保全・活用する地区として「優良農地保全・活用ゾーン」に位置づけ、施設園芸への転換や農業における企業の経営等を図っていきます。

⑤. 観光資源活用ゾーン

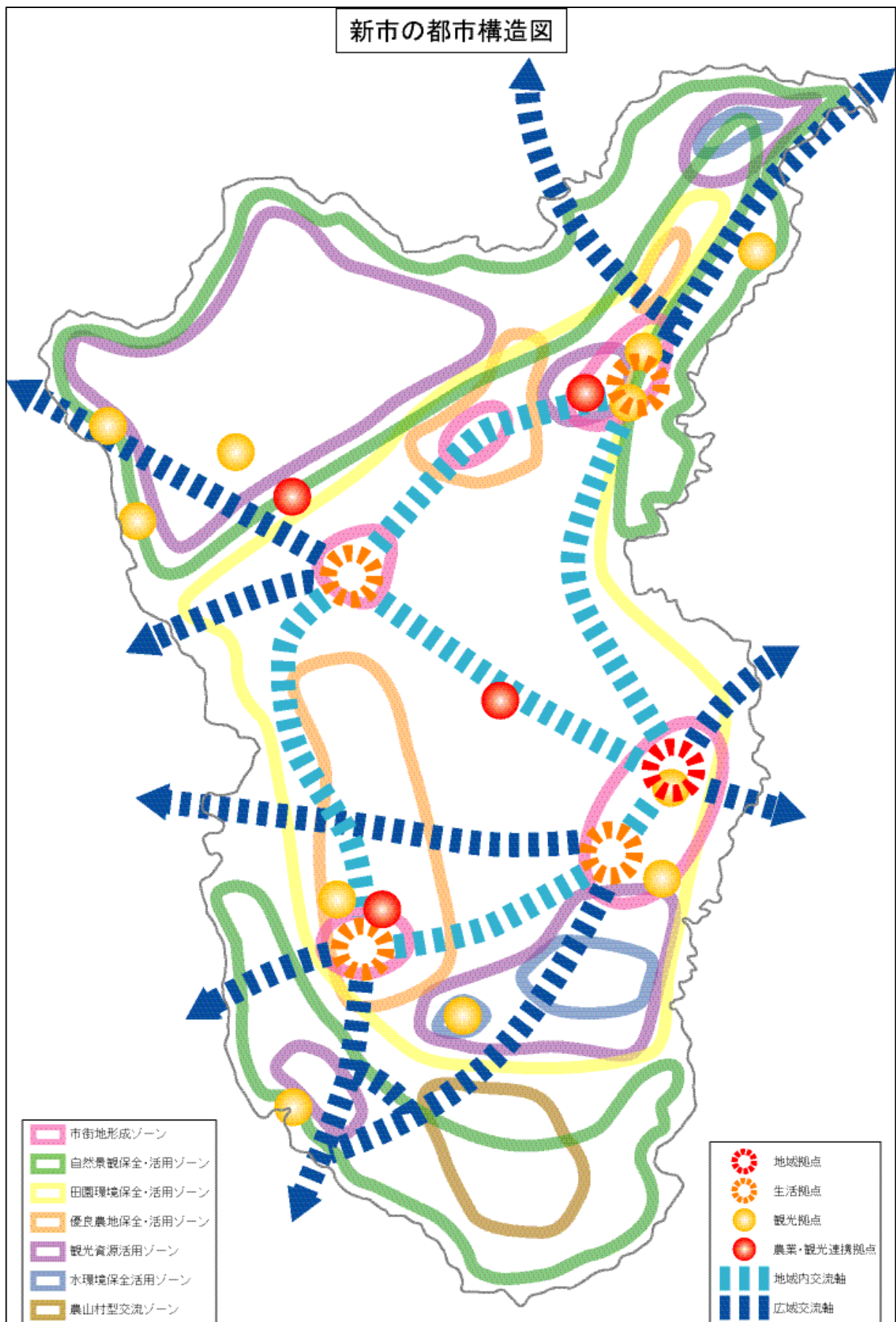
現竹田市の歴史・文化施設や街並み、現久住町の高原、現荻町の源流・滝、現直入町の温泉など、様々な観光資源が存在し、これらの観光資源に富んだ地域を「観光資源活用ゾーン」に位置づけます。また、観光資源を有効に活用し、かつ相互に連携させることにより、ネットワーク化や機能強化等を図りながら、都市内外からの観光客の誘導を図ります。

⑥. 水環境保全・活用ゾーン

現竹田市の中部や現直入町の北部に位置するこの地域は、湧水に恵まれた地域であることから、それらの地域特性を活かし、保全を図る地区として「水環境保全・活用ゾーン」に位置づけ、知名度の向上と観光客の誘導を図ります。

⑦. 農山村型交流ゾーン

祖母傾の山々に囲まれた自然豊かな現竹田市の南部地域を「農山村型交流ゾーン」と位置づけ、現在同地域で実施している都市住民との交流事業を参考に農家民泊、キャンプ場などの拠点施設や温泉を利用した竹田直入地域独自のオリジナリティ豊かなグリーンツーリズムの輪を各地域に広げ、地域住民と都市住民との交流の促進を図ります。



▲ 新市の都市構造図

第5節 新市の施策

基本理念

- 地域連携による人・地域社会の育成
- 地域特性を活かした便利で快適な生活環境の形成
- 地域資源による活力と創造力の形成
- 広域的観光ゾーンの形成と交通網体系の充実

将来都市像

自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市

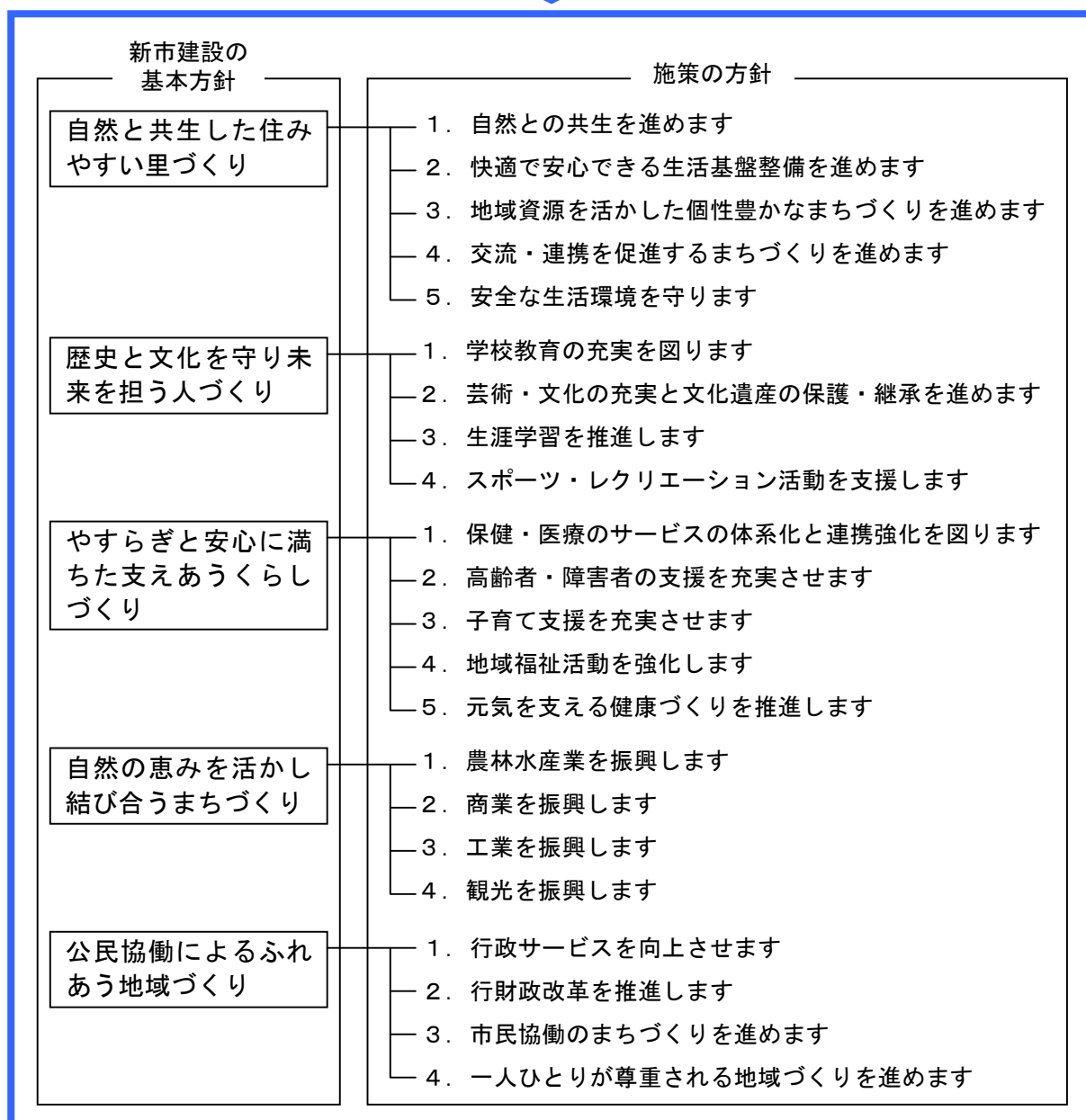


図. 施策の体系図

(1) 自然と共生した住みやすい里づくり

【基本方向】

①. 個性的で美しいまちの形成

新市における森林・高原等の美しく豊かな自然や風景、温泉・湧水群等の特色ある地域資源を活かしながら、個性的で美しいまちづくりを促進します。

②. 環境にやさしいまちの形成

廃棄物リサイクルなどによるゴミの減量化や環境との調和に配慮した地球にやさしいまちづくりを進めます。

③. 安全で安心できるまちの形成

住民が安全・安心な暮らしを保ち、潤いのある生活をおくれるように、住宅・道路・公共下水道などの生活基盤整備や防災対策による安全性の高いまちづくりを進めます。

【施策の方針】

①. 自然との共生の推進

新市においては、周囲をくじゅう連山・阿蘇外輪山・祖母傾連山に囲まれていることから、それらによる豊かな自然風土を育む森林の緑や、雄大な久住高原（草原）・竹田湧水群等の自然環境の保全を図るとともに、環境学習や自然体験の機会を増やします。

また、自然との共生、省エネルギー・資源循環型社会を目指し、クリーンエネルギーの導入を推進するとともに、ゴミの減量化・再資源化への取り組みを行うことにより、地球にやさしいまちづくりを進めます。

環境に対する意識の普及啓蒙を図るため、地域や学校・職場などでの環境教育に力を入れます。

②. 快適で安心できる生活基盤整備

竹田直入地域は近年一貫した人口減少傾向を示していることから、新市では、その減少傾向に歯止めをかけるため、快適で安心できる生活基盤の整備を進めます。

そこで、住民が快適に暮らせる住環境をつくるため、高齢者・身障者が安心して暮らせる住宅や核家族化に対応できる住宅、地域活性化のための若者向け住宅の整備に努めます。公営住宅については、住宅施策の核として入居者の動向を踏まえながら建て替えも含めた整備を推進します。また、若者の定住を促すため安価で良質な住宅団地の分譲を行うとともに、U・Iターンを促進するため、自然環境の豊かな居住環境整備を推進します。

上下水道事業については、上水道、簡易水道、公共下水道事業や農業集落排水事業・合併処理浄化槽整備事業を実施し、早期の事業完了を目指して、健康で快適な生活環境の確保を図ります。

公園については、住民の生活向上による公園ニーズに対応し、総合運動公園などの整備を推進します。また、各地域の特性に合わせた公園整備を行い、快適な生活環境づくりに努めます。

③. 地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進

国土利用計画や各種計画の適正な進行管理を図るとともに、農業振興法や都市計画法・森林法等により、豊かな自然と産業・市街地との調和を進め、秩序ある土地利用の形成を図ります。

また、市街地部においては、新市の豊かな自然環境や歴史・文化環境との調和を図り、都市活動や産業活動、観光流動等を適切に誘導するための市街地整備を推進します。あわせて、歴史的・文化的な景観づくりを推進するとともに、住民とともに潤いのある町並みの形成や美しい農村景観作りを行い、地域固有の資源と融合して、観光資源としての市街地の魅力向上を図ります。

④. 交流・連携を促進するまちづくりの推進

新市の各地域間とその周辺他地域間の連携や主要施設へのアクセス性を強化するため、広域的道路である国県道の整備を促進するとともに、日常生活にかかわりの深い生活関連道路についても整備・改良を進めていきます。あわせて、広域農道や大規模林道等の基盤整備を活用しながら、交流人口の拡大を目指し、既に着工している「中九州横断道路」の早期完成に向けてこれからも継続的に国への働きかけを行っていきます。

また、住民の生活交流と観光客の回遊性の向上等を図るため、JRや路線バスによる公共交通などのローカル交通網の確保に努めます。

さらに、情報通信基盤整備として、防災、医療・福祉、教育などの情報提供と行政に対する相談や意見の提案のできる住民と行政との双方向ネットワークシステムの構築を図ります。

⑤. 安全な生活環境の充実

交通安全対策については、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道・ガードレール・カーブミラーの設置など交通安全施設の整備拡充に努め、安全で快適な交通環境づくりを進めます。

また、消防・防災対策については、あらゆる災害から住民の生命や財産を守るため、消防・防災体制の充実強化に努めるとともに、防災意識を高め、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、防犯対策については、市民の生活を守るため、関係機関等と連携を密にし、地域社会の防犯意識を高め、住民による自主防犯活動の促進を図るとともに、防犯灯等を整備するなど、安全で安心して暮らせる市民生活を実現します。

消費者保護の立場においては、消費生活情報の提供やネットワーク化に努めるとともに、消費者意識の向上に向けた各種講座等の充実を図ります。

【自然と共生した住みやすい里づくりに関する主な事業】

〈主な事業〉

施策名	主要事業の概要
①自然との共生の推進	(ハード事業) ・ゴミ集積所の設置 (ソフト事業) ・環境基本計画、地球温暖化対策実行計画の策定 ・環境教育、環境学習の推進 ・自然景観保全条例（仮称）等の制定 ・ISO14001環境マネジメントシステムの構築とその運用 ・自然エネルギーの導入推進 ・家庭用生ゴミ処理機の導入推進
②快適で安心できる生活基盤整備	(ハード事業) ・上水道、簡易水道の整備 ・公共下水道の整備 ・合併処理浄化槽の整備 ・農業集落排水施設の整備 ・公営住宅の建設 ・公園の整備 (ソフト事業) ・緑の基本計画の策定 ・各種整備計画の策定
③地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進	(ハード事業) ・歴史的街並み景観の形成 (ソフト事業) ・景観づくり運動の推進
④交流・連携を促進するまちづくりの推進	(ハード事業) ・国道及び県道の改良促進 ・市道の新設及び改良
⑤安全な生活環境の充実	(ハード事業) ・消防施設の整備 ・防災行政無線の整備 ・ガードレール、カーブミラー等の設置 ・急傾斜地、崩壊林地対策の推進 ・防犯灯の設置 ・河川・砂防事業の推進 ・治水ダム建設の促進 (ソフト事業) ・消防団組織の強化 ・地域防災計画の策定 ・交通安全運動の教育・組織の充実

(2) 歴史と文化を守り未来を担う人づくり

【基本方向】

①. 意欲ある人材育成と充実した指導体制

新市を創出し育む活力の源となるのは、個性豊かで意欲ある人材です。そのため、交流活動や生涯学習を進めるとともに、そのときの時代感覚に優れ、創造性豊かな人材の育成に努めます。また、多様な学習ニーズに対応した指導者の育成・確保を行うとともに、地域内における意欲ある人材を活かす仕組みづくりを整えます。

②. 身近にある学習環境の構築

若年層から高齢者のすべての世代を対象として、さまざまな分野の学習活動を行うことのできる生涯学習施設を整備し、創造的で個性豊かな人材育成と地域形成を図ります。また、市民全てがいつでも・どこでも学習できる生涯学習システムの構築を図ります。

【施策の方針】

①. 学校教育の充実

次世代を担う子どもたちが、地域の歴史・文化や自然を誇りに思い、自らの知恵と希望により創意工夫しながら学ぶことのできる教育環境の充実や多様な教育機会の提供に努めます。

また、地域の実情に応じた学校区の見直しと学校規模の適正化を図るとともに、学校施設の充実整備に努めます。

②. 芸術・文化の充実と文化遺産の保護・継承

地域社会で守り育ててきた伝統的な芸術・文化を尊重し、後世に伝えていくための支援を進めるとともに、これらに接する機会づくりに努めます。また、各資料館・記念館等や文化施設のネットワーク化により、新市の芸術・文化についての振興や創造を図ります。

さらに、貴重な文化財や伝統文化をとおして、地域固有の文化の形成を目指し、その保存・継承を進めます。

③. 生涯学習の推進

住民のあらゆる世代が、自由に学び、そして生きがいをもって地域活動に取り組み、さらには自分の能力を発揮できるように、学習機会の提供や学習環境の充実を促進します。あわせて、各地域の公民館や図書館などの相互連携・有効活用の強化を図るとともに、住民の主体的な生涯学習活動を支援します。

④. スポーツ・レクリエーション活動の支援

住民自らが健康づくりに取り組み、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、現在の体育施設をはじめとする地域資源を活かした生涯スポーツ・レクリエーション活動の拠点づくりと連携を図り、加えて、市民スポーツの振興と交流機会の拡大を目指します。

【歴史と文化を守り未来を担う人づくりに関する主な事業】

〈主な事業〉

施策名	主要事業の概要
①学校教育の充実	(ハード事業) ・ 小学校施設の整備 ・ 中学校施設の整備 ・ 幼稚園施設の整備 ・ 学校給食施設の整備 (ソフト事業) ・ 特色ある学校づくりの推進 ・ 校区の見直し ・ 高等教育機関・研究機関の誘致 ・ 人権教育・啓発の推進
②芸術・文化の充実と文化遺産の保護・継承	(ハード事業) ・ 歴史資料館の整備 ・ 歴史的建造物等の保存 (ソフト事業) ・ 地域文化の継承 ・ 文化財の保護
③生涯学習の推進	(ハード事業) ・ 文化施設の整備 ・ 図書館の整備充実 ・ 公民館等施設の整備 (ソフト事業) ・ 地域間の連携 ・ 人権教育・啓発の推進 ・ 芸術文化鑑賞機会の提供 ・ 青少年団体の育成 ・ 女性団体の育成 ・ 成人、高齢者講座等の充実
④スポーツ・レクリエーション活動の支援	(ハード事業) ・ 市民体育館の整備 ・ 体育施設の整備充実 (ソフト事業) ・ 競技スポーツの振興 ・ 指導者の育成 ・ スポーツ合宿の誘致

(3) やすらぎと安心に満ちた支えあうくらしづくり

【基本方向】

①. 安心して暮らせる保健・医療・福祉サービスの形成

住民が安心して暮らせる保健・医療・福祉サービスを形成するため、保健・福祉施設や医療機関などが相互に連携し、病気等の予防・早期発見・治療・リハビリテーションなどの一貫したシステムの構築を図ります。

②. 子育て支援の環境整備

保健・医療・福祉の各分野の連携による総合的な子育て支援体制を整備することにより、安心して子どもを生み育てることができ、そして子ども自身もすくすくと成長できる環境を整えます。

③. 地域福祉の強化

保健・医療・福祉の総合的な施策の推進と合わせて、住民同士が助け合う地域ケア活動や体制の充実、在宅介護支援対策の充実などを推進し、住民の誰もが生涯の住み慣れた家庭・地域社会の中で、元気で生きがいをもって暮らせるまちづくりと体制整備を進めます。

【施策の方針】

①. 保健・医療のサービスの体系化と連携強化

医療機関、保健・福祉施設などが住民のニーズに対応した一貫したサービスの体系化を図るとともに、相互に協調・連携を図ることを目指します。また、地域保健福祉拠点の整備とそれを核とした地域間のネットワーク化や、初期救急医療体制の充実と二次救急医療の質的向上、消防組合をはじめ関係機関と医療機関との連携強化による地域内外への患者輸送体制・救急受入態勢の迅速化等を図ります。

さらに、結婚後、妊娠しにくい夫婦への不妊治療の助成を図ります。

②. 高齢者・障害者支援の充実

高齢者が安心して暮らせるように、介護保険制度の円滑かつ安定的な実施や知識・経験を活かした活動の場の拡大等、高齢者の心身の健康とともに自立や生きがい対策の充実を図ります。

また、障害者が自立し、安心して健常者と共に暮らせる環境づくりを行うため、住民と行政が連携し、地域全体で障害者を支援する地域活動や施設の充実に努めるとともに、地域間のネットワーク化を図ります。

③. 子育て支援の充実

子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、小学校就学前までの乳幼児医療費助成、保育所の充実、子育て支援センターの整備、育児サークルの育成などの子育て支援体制や施設の充実を図ります。

④. 地域福祉活動の強化

地域で相互に助け合う地域福祉活動を進めるため、市民・各種団体・NPO・民間企業などの多様な主体の協力や自主的ボランティア活動を展開する仕組みづくり、及び地域福祉拠点の整備を図ります。

また、自らの力では生活の維持が困難な住民に対しては、健康で文化的な生活が営めるよう、その実態に応じた自立の支援を進め、相談・指導の充実と生活の安定のための支援施策の充実を図ります。

⑤. 元気を支える健康づくりの推進

疾病の予防と健康の増進を図るとともに、住民の健全な生活を守るため、保健・医療・福祉の一体的な協力・連携による健康づくりを推進します。また、あらゆる世代に対応した健診体制や医療体制等の強化に努めます。

【やすらぎと安心に満ちた支えあうくらしづくりに関する主な事業】

〈主な事業〉

施策名	主要事業の概要
①保健・医療のサービスの体系化と連携強化	(ソフト事業) ・ 地域ケア会議の開催 ・ 広域ネットワークの推進
②高齢者・障害者支援の充実	(ハード事業) ・ 在宅高齢者住宅改造の支援 ・ 在宅重度障害者住宅改造の支援 ・ 福祉施設の整備 (ソフト事業) ・ 高齢者生きがい活動の支援 ・ 介護保険の充実 ・ 在宅福祉サービスの充実
③子育て支援の充実	(ハード事業) ・ 児童館の整備 ・ 保育所の整備 (ソフト事業) ・ 小児科診療の確保・支援 ・ 地域子育てボランティアの育成 ・ 学童保育の充実 ・ 児童デイサービスの充実
④地域福祉活動の強化	(ソフト事業) ・ 地域ケア活動の充実と組織づくり ・ 在宅介護支援の充実
⑤元気を支える健康づくりの推進	(ソフト事業) ・ 健康づくり推進体制の確立 ・ 健康教室の開催 ・ 健康相談、運動の推進 ・ 栄養改善の推進 ・ 生きがい度向上、健康な生活づくりの支援 ・ 疾病の早期発見、早期治療、3次予防（リハビリと再発予防）の推進

(4) 自然の恵みを活かし結び合うまちづくり

【基本方向】

①. 地域産業の振興

新市では、新たな産業や高度な技術を活用した加工産業等、各地域がもつ独自の産業の連携による豊かな地域資源を活かした付加価値の高い地域産業の振興を推進します。

②. 観光の振興

竹田直入地域の豊かな自然と多様な観光資源を活用することにより、観光ネットワーク化を図り、県内外からの交流人口の増加を図ります。

【施策の方針】

①. 農林水産業の振興

新市の基幹産業として、広大肥沃な大地や豊かな草資源、夏季冷涼な気象条件を活かした農林業の振興を図るとともに、地域農業を主体的に担う農業企業者の育成や新規就農者の確保、育成に努め、中山間地域を中心に、集落営農による活力あるむらづくりを推進します。また、農林業の生産・加工・流通・販売を目指した6次産業化を推進し、農業・農村の総合産業化を図ります。

さらに、内水面漁業についても振興を図ることにより、河川・ダム漁業環境の充実や研究機関・観光産業との連携、養殖業者の誘致・支援などを推進します。

②. 商業の振興

地域特性に応じた商業基盤施設の整備を促進するとともに、歴史文化資源や歴史的まちなみ景観を活かした魅力ある商店街づくりを推進します。

また、商業地区の賑わいを高めるため、新しいニーズに対応した業種・業態などの構造改革や近代化を進めるとともに、地域間の連携による顧客サービスの向上を進めます。

③. 工業の振興

社会・経済動向の変化に対応できる工業を目指し、既存の企業の技術力向上など、体質強化を図るとともに、異業種間の交流事業や研修機会の充実に努めます。また、地域の特性を活かした優良企業の誘致とそれによる就労環境の整備、さらに、起業化支援の充実を推進します。

④. 観光の振興

豊かな自然資源・歴史文化資源・温泉・ダム・湧水等の観光資源など、地域の財産を複合的に活かしていくため、拠点施設の整備や効率的で魅力的な周遊型観光ネットワークの確立を進めます。

また、あわせて各地域がもつ伝統行事・郷土料理等を活かしたイベントの充実や観光資源の付加価値化の促進、効果的な観光情報の発信、自然環境を活かしたグリーンツーリズムによる地域住民との交流促進を図ります。

【自然の恵みを活かし結び合うまちづくりに関する主な事業】

〈主な事業〉

施策名	主要事業の概要
①農林水産業の振興	(ハード事業) ・農道の整備 ・ほ場の整備 ・農業用施設の整備 ・農業用排水施設の整備 ・園芸施設の整備 ・畜産施設等の整備 ・間伐の促進 ・林道の整備 ・特産品加工所の整備 ・徳用林産物の生産振興 (ソフト事業) ・多様な担い手人材の育成 ・農地の高度利用と利用集積の推進 ・うまい米づくりの推進 ・地産地消の推進 ・新規作物の導入 ・園芸作物の生産拡大 ・地域営農システムの構築と集落営農の推進 ・環境保全型農業の推進 ・畜産の振興 ・豊後牛の増頭と銘柄確立 ・内水面漁業の推進 ・土地改良区の総合再編
②商業の振興	(ソフト事業) ・商店街の活性化 ・商工会、商工会議所への支援 ・地域間の連携促進 ・観光との連携強化
③工業の振興	(ソフト事業) ・地場産業の育成 ・異業種間の交流促進 ・研修機会の充実 ・企業誘致の推進
④観光の振興	(ハード事業) ・観光拠点施設の整備 ・観光案内板の設置 ・登山道の整備 ・キャンプ場の整備 (ソフト事業) ・観光振興計画の策定及び推進 ・宣伝、PRの実施 ・情報発信の充実強化 ・特産品の開発 ・農業・商業との連携強化 ・広域連携の推進、強化

(5) 公民協働によるふれあう地域づくり

【基本方向】

①. 住民サービスの向上

合併に伴う組織の統合・連携や職員の効率的配置、新規施設の対応等により、行政運営の効率化・重点化を図るとともに、あわせて、職員研修の推進による職員の能力向上を図ることにより、住民に対してサービスの迅速化と利便性の向上等における満足度を高めます。

②. 財政運営の健全化

建設計画の実効性を確保するため、財政運営については、長期的安定性確保を基本に、収支均衡の保持と財政構造の弾力性を確保するとともに、経費効率を高めます。

【施策の方針】

①. 行政サービスの向上

総合的な行政サービスの向上を推進することとし、住民ニーズの把握や行政評価システムなどを実施するとともに、情報ネットワークシステムの構築などIT技術を活用した迅速かつ質の高い行政サービスの展開を図ります。また、職員研修を推進することにより、各職員の能力の向上を図り、行政サービスにおける住民の満足度を高めます。

②. 行財政改革の推進

建設計画に掲載している施策の展開を図るため、事業の実施計画策定と合わせて中長期財政計画を策定します。特に、後年度負担増加に留意した、財政運営の健全化を図るため、各種基金への積立や地方債の繰上償還を計画的に行います。

また、行政組織機構の見直し、適正な職員配置、定員適正化計画策定による効率的・効果的な行政体制づくりに努めます。

③. 市民協働のまちづくりの推進

内外に開かれた市政を目指し、情報の公開による共有化を積極的に進め、政策形成において住民の意向を反映させ、行政と住民、団体、企業等が協働した地域づくりを推進します。

また、まちづくりの基礎的単位となっている自治会等、地区レベルでの住民活動の育成強化により、良好な地域コミュニティの形成を図ります。

④. 一人ひとりが尊重される地域づくりの推進

男女が性別にとらわれることなく個人として尊重され、その個性と能力を充分に発揮できる社会、豊かな人間関係に支えられた地域づくりを推進します。

また、すべての人の人権を尊重し、共に支えあい、安心して生活するため、人権教育の推進や啓発事業の実施などにより、住民の人権を尊重する意識の高揚に努めます。

【公民協働によるふれあう地域づくりに関する主な事業】

〈主な事業〉

施策名	主要事業の概要
①行政サービスの向上	(ハード事業) ・庁舎の整備 (ソフト事業) ・行政評価システムの導入 ・行政組織、機構の整備 ・職員研修の推進 ・情報公開の推進 ・広報・公聴の充実
②行財政改革の推進	(ソフト事業) ・自主財源の安定的確保 ・重点事業方式の確立 ・行政改革大綱の策定
③市民協働のまちづくりの推進	(ソフト事業) ・地域コミュニティの育成 ・自治会組織の強化
④一人ひとりが尊重される地域づくりの推進	(ソフト事業) ・人権教育・啓発の推進 ・男女共同参画計画の策定及び推進

第6節 新市における大分県事業

前節で整理した主要事業のうち、大分県が事業主体となって行う事業を再整理します。

河川・砂防事業、農村や農業施設の整備、森林の整備、幹線道路網の整備など基盤整備関連事業が中心です。

施策名	主要事業の概要
①防災対策	・ 稲葉ダム・玉来ダム建設事業 ・ 河川改修事業 ・ 砂防事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業
②農林業振興施策	・ 経営体育成基盤整備事業 ・ 中山間地域総合整備事業 ・ 農村振興総合整備事業（農村環境整備事業） ・ 農道整備事業（広域・一般・農免） ・ 林道整備事業 ・ かんがい排水事業 ・ 農地防災事業 ・ 基幹水利施設補修事業
③道路交通ネットワーク整備	・ 国道及び県道改良事業 ・ 都市計画道路竹田玉来線

第 7 節 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次検討し、整備していくことを基本とします。

また、新たな公共施設における統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、事業の効果や効率性について十分に協議を行うとともに、現在ある公共施設の有効活用・相互利用およびその後の維持管理経費・方法等を総合的に勘案し、新市全体として地域の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上に最大限配慮するものとします。

なお、新市の庁舎については、現在の竹田市役所を本庁舎として活用し、合併に伴い支所となる 3 町の役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、住民生活及び地域づくりに関係する機能の充実・整備を図ります。

第8節 財政計画

財政計画は、新市の財政運営の指針として、平成17年度から平成26年度までの10年間について、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、現況の推移や将来の動向を勘案するとともに、合併に伴う経費節減や国・県による財政支援措置を考慮しています。

なお、歳入・歳出の主な前提条件等は次の通りです。

第1款 歳入

(1) 地方税

地方税については、現行制度を基本に次の前提条件によって算定しています。

市民税（個人）：将来の人口の推移に連動

市民税（法人）：平成14年度水準が継続

固定資産税：土地・家屋の評価替えを考慮

その他：平成14年度水準が継続

(2) 地方譲与税・交付金

地方譲与税については、固定資産税を除く地方税の増減率に、交付金については、地方交付税の増減率に連動させて算定しています。

(3) 地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込むとともに、16年度の国の地方交付税の算定の改革等の影響、人口や公債費（合併特例債等）の推移、生活保護費分の増額を考慮しています。

(4) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、平成14年度水準を基本とし、国・県による財政支援措置を見込むとともに、生活保護費分の増額を考慮しています。

(5) 地方債

地方債については、投資的経費との連動を考慮しながら合併特例債及び通常の建設地方債を算定するとともに、現況の実績や16年度の国の地方債計画をもとに臨時財政対策債、減税補てん債等を算定しています。

(6) 税源移譲等

税源移譲については、平成18年度までに本格的に実施する旨、また、16年度の暫定措置が示されていますが、現状では見込めないため具体化を待って見直すことにしています。

第2款 歳出

(1) 人件費

人件費については、特別職、議員の減員及び一般職員の削減を考慮して算定しています。

(2) 扶助費

扶助費については、平成14年度水準を基本に、合併に伴う生活保護費の増額を考慮して算定しています。

(3) 公債費

公債費については、これまでの借入に対する償還額に、新たな借入に対する償還額を積上げて算定しています。

(4) 物件費

物件費については、合併直後の臨時的な増加と合併に伴う節減を考慮して算定しています。

(5) 補助費等

補助費等については、広域連合の解散を考慮して算定しています。

(6) 繰出金

繰出金については、公営企業への繰出しの見通しや、人口の推移による保険事業への繰出しの増減を考慮して算定しています。

(7) 普通建設事業費

普通建設事業費については、財政支援措置（合併特例債）を活用しますが、現況の投資水準を上回る過大な投資とならないように算定しています。

財 政 計 画

歳 入

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税	2,006	1,981	1,973	1,966	1,958	1,951	1,942	1,934	1,926	1,918
地 方 譲 与 税	302	300	298	296	294	292	290	288	285	283
交 付 金	395	376	375	367	358	349	323	317	311	306
地 方 交 付 税	7,916	7,445	7,362	7,094	6,937	6,684	6,192	6,068	5,951	5,854
国 庫 支 出 金	1,384	1,384	1,384	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274
県 支 出 金	2,408	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
繰 入 金	400	554	758	558	554	555	556	555	555	555
繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債	2,662	2,736	1,656	1,497	1,566	1,431	1,444	1,412	1,418	1,164
そ の 他 歳 入	813	813	812	811	813	812	813	811	811	811
合 計	18,286	17,647	16,676	15,921	15,812	15,406	14,892	14,717	14,589	14,223

歳 出

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費	3,713	3,695	3,935	3,663	3,718	3,604	3,306	3,256	3,227	2,901
扶 助 費	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154
公 債 費	2,914	2,971	3,065	2,955	2,834	2,645	2,432	2,313	2,219	2,180
物 件 費	2,764	2,125	1,909	1,544	1,518	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
補 助 費 等	2,091	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048
繰 出 金	1,222	1,227	1,232	1,224	1,207	1,202	1,200	1,193	1,188	1,187
積 立 金	1,096	1,094	0	0	0	0	0	0	0	0
普通建設事業費	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
災害復旧事業費	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
そ の 他 歳 出	132	133	133	133	133	133	132	133	133	133
合 計	18,286	17,647	16,676	15,921	15,812	15,406	14,892	14,717	14,589	14,223